平成２２年（フ）第１９６１号
福岡市城南区田島３丁目13番14号
債務者　神田　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６３号
福岡市西区壱岐団地45番503号
債務者　石田　友美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７０号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番32号
債務者　林　　一朗
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８４号
福岡市博多区山王２丁目７番６号
債務者　中川　啓子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９２号
福岡県糸島市二丈松末778番地１
債務者　吉村　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９４号
福岡市博多区上牟田１丁目21番４―303号
債務者　石原口　隆
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９８号
福岡市城南区長尾４丁目２番18号
債務者　水田　智也
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００４号
福岡市中央区舞鶴３丁目６番７号
債務者　大庭美弥子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０２２号
福岡市博多区吉塚４丁目３番62―402号
債務者　後藤こずえ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３０号
福岡市中央区福浜１丁目１番15―1209号
債務者　原田千枝子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３６号
福岡県福津市西福間２丁目16番６号サンビレッジ福間Ｃ―202号
債務者　前田　尚孝
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０３９号
福岡市博多区西月隈１丁目２番18―301号
債務者　鬼塚　美香
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０７３号
福岡市中央区薬院４丁目15番28―305号
債務者　下林　正雄
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１００号
福岡市西区壱岐団地１番124号
債務者　古川ヨシエ
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５６号
福岡県久留米市善導寺町飯田458番地11
債務者　小嶋　文子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８５号
福岡県久留米市合川町1352番地10　シャトーミユキ203号
債務者　大石　郁夫
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８６号
福岡県久留米市合川町1352番地10　シャトーミユキ203号
債務者　大石　純子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０３号
福岡県久留米市津福本町1683―２　市営津福団地１棟３　原野靖男方、住民票上の住所福岡県久留米市高良内町3774番地１
債務者　田山香世子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部